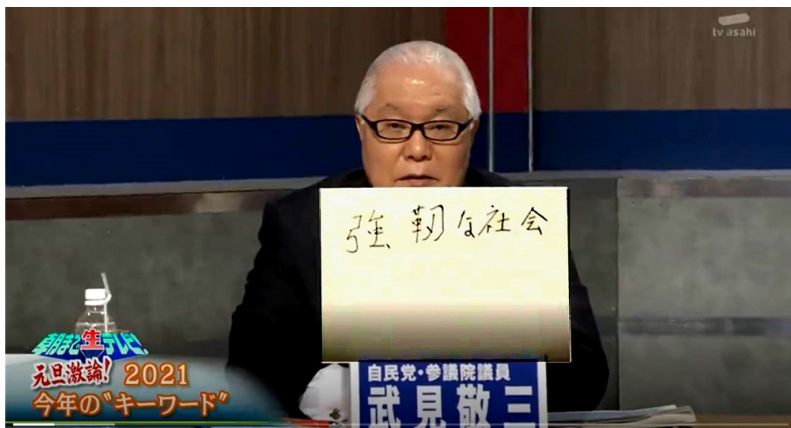


一年の計をフェイクで始めた武見議員 フェイクで社会を分断する政治はコロナに立ち向かえない



感染者数がなかなか減らないなか、年明けより病院の現場はコロナ病床の拡大に伴い、急な異動や診療科の編成が行われ緊張が続いています。第一波の時から都立・公社病院はコロナ患者を受け入れてきました。当初は都立40床・公社40床しかなかった感染病床を僅か3か月ほどで都立441床・公社336床まで増大させました。コロナ病床の拡大には、慣れた診療科を離れてコロナ病床に異動したスタッフや、今まで見たことのない診療科にチャレンジす

ることになったスタッフ。これらの懸命な努力の結果が約10倍もの病床拡大です。

ところが都立・公社病院は「受け入れが少なすぎる」とフェイクを拡散している国会議員がいます。元旦の「朝まで生テレビ」に出演した自民党の武見敬三参議員です。しかも武見議員は都立・公社病院はコロナ患者の受け入れが少なすぎるという間違った前提で話を進め、その原因を「病院の中のいろんな組合の問題もあるでしょう」と、まるで病院支部がコロナ患者の病床拡大に反対したかのように言いながら、明言はせず、におわせるだけにとどめています。「少なすぎる」という発言に対してファクトチェックをしていない田原氏も問題です。一年の計をフェイクで始めた武見議員は政治家失格です。

共済からのお知らせ

～最近増えているご質問について～

Q. 新型コロナウイルス感染疑いのため仕事を休むよう命令され、自宅待機していました。共済の支払い対象になりませんか？

A. 休職期間が15日以上であれば、組織共済の傷病見舞金の申請が可能です。共済期間中（現在であれば2020年9月～2021年8月の間）に、同一の傷病を理由に複数回申請することはできませんのでご了承ください。

セット共済に加入されている方は、5日以上の安静加療が必要と診断された場合、請求の手続きが可能です。申請・請求方法等詳しく知りたい方は、分会または病院支部書記局までお問い合わせください。

コロナ手当の支給改善を実現しよう

コロナ禍での独法化は今すぐ中止を！



病院支部は、衛生局支部と共に「新しい人事給与制度 原案」に対する2回目の解明要求を昨年末提出しました。それに対する回答が26日両支部に対してありました。また同時に、終電繰り上げに伴うタクシー代の改善、コロナ手当の支給方法などの改善、コロナ病棟での委託業務の改善を求めた3本の要求書を提出しました。（委細は次号）

都庁職病院支部

〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 第二庁舎32階 直通03-3349-1711 FAX03-3349-1713
E-mail: mail@t-byoinsibu.jp URL: http://www.t-byoinsibu.jp

@Byoinsibu_Tocho 都立病院のお役立ち情報を発信しています
あなたの職場の健康度は？いますぐチェック →



LINE@
都庁職病院支部

職場の悩み相談に乗ります
LINE@アプリの登録が必要です



都立病院で働くしぶ子さんが
つぶやいています。
共感することもあるはず！



#看護師のしぶ子さんと検索